

添付資料 5. セキュリティの考え方

1. 基本的な考え方

本施設は、日中の利用施設である保育園、区民館と居住施設である認知症高齢者グループホームの複合施設である。

保育園は乳幼児を預かっており、認知症高齢者グループホームの入居者も認知症高齢者であるだけでなく、保育員・介護職員も女性が多く、防犯対策、不審者対策には相応の配慮が必要とされる。

2. 各施設について

(1) 保育園

- ① 保育園には単独の出入口、単独の屋内階段及びエレベーターを設置する。
- ② 保育園の主出入口外部には、赤外線感知器（設置高さ FL+400 程度）を設置する。
- ③ 保育園の主出入口には、電気錠兼ナンバーロック式キーを設置する。
- ④ 保育園の主出入口の内側には、監視カメラを設置する。
- ⑤ 保育園業務終了後は、機械警備により保育園全体を警備する。機械警備の装置のセット・解除は主出入口付近で行う。調理室職員が最終退出者の場合も勝手口からではなく、主出入口から退出する

(2) 区民館

- ① 区民館への 1 階の出入口は、他施設と共用することも可能である。
- ② 区民館開館時間中に主入口は自由に出入りできるが、区民館利用者が利用するエレベーターは区民館の階にしか停止しないよう設定する
- ③ 他施設と共用も想定される避難階段は、不審者が身を潜めたり、夜間にグループホームに進入したりすることがないように、通常は電気錠で施錠し、非常時の避難のみの利用に限定する。（ただし、後々の運用で電気錠を開錠しておくことはありえる）。
- ④ 区民館が 2 層に渡る場合には、受付・事務のある階を通過してから各室に入ることを原則とする。集会などで、直接受付・事務のない階に行く場合には、その階のエレベーターホールで受付・事務にドアホンで連絡し、エレベーターホールから集会室等への廊下へ到る扉を開錠してもらうようにするなど、無断での進入を防ぐよう配慮する。
- ⑤ 区民館閉館後は、機械警備により区民館全体を警備する。
- ⑥ 区民館閉館後は、エレベーターが区民館の階に停止しないようにする。

(3) 認知症高齢者グループホーム

- ① 認知症高齢者グループホームへの 1 階の出入口は、他施設と共用することも可能である。
- ② 1 階出入口外部にモニター付ドアホンを設置し、日中でも来訪者にはドアホンを利用して来訪を告げてもらう。
- ③ エレベーターは通常は認知症グループホームの階には停止しない設定とし、ドアホンを受けた職員がスイッチを押すことで、エレベーターが認知症グループホームの階に停止できるようにする。また、職員が自由に移動できるよう、乗場にはテンキーを設置し、かご内には認知症高齢者グループホームのある階への停止制御をキー操作で解除できる装置を設ける。
- ④ 認知症高齢者グループホームのある階には、ユニットごとに専用の玄関を設け、玄関ドアは火災報知器連動とし非常時は開錠できる電気錠を設ける。この電気錠は認知症高齢者の無断外出防止と不審者の侵入防止の両方の役目を果たす。玄関の前にはドアホンを設置し、来訪者が連絡できるようにする。

- ⑤ 1階共用玄関外部、各階玄関部、エレベーターホール、エレベーターかご内に監視カメラを設置する。
- ⑥ 認知症高齢者グループホームは居住施設なので機械警備は行なわない。

(4) 共用階段、エレベーター

- ① 認知症高齢者グループホームへの1階の出入口は区民館と共用する。認知症高齢者グループホームへの夜間の来訪者、職員の通勤があるため、共用階段、共用エレベーターのエレベーターホール部分は機械警備を行なわない。

(5) 駐輪場棟の園庭部

- ① 駐輪場棟の2階以上を保育園の園庭として想定している。また、園庭への階段は屋外階段を想定している。1階の階段入口及び階段から園庭に到る部分是不審者対策として施錠できるようにする。階段の側面の手すり上部の隙間からの侵入への対策も講ずること。
- ② 園庭部分への機械警備は行なわない。

以上